

2025/08/08

【輸入申告に関する重要なお知らせ】

株式会社スター・コンコルド・ロジスティクス

お客様各位

平素よりお世話になっております。

今般、税関より輸入申告手続きに関して制度改正がありましたので、下記の通りご案内申し上げます

【制度改正の背景】

越境 EC（電子商取引）の拡大に伴い、通販貨物の輸入が増加しています。その一方で、密輸や脱税といった違法行為も多く摘発されており、水際での取締強化と適正な課税の観点から、輸入申告項目が新たに追加されることとなりました。

【施行日】

令和 7 年（2025 年）10 月 12 日より施行予定

【追加される輸入申告項目】

① 輸入許可後の「運送先の所在地・名称」

- ・ 輸入後に国内で貨物を運送する最終地点（倉庫や施設）を申告する必要があります。

② 「通販貨物に該当するか否か」の選択

- ・ 通信販売による購入品（個人・法人問わず）は「通販貨物」として申告が必要です。

③ 通販貨物の場合、「プラットフォーム（PF）の名称等」

- ・ 貨物が購入されたサイトやプラットフォーム名（例：Amazon、楽天など）を申告する必要があります。

【ご対応のお願い】

本制度改正に伴い、貨物を輸入される場合には、今後の輸入申告において上記項目の準備・ご提供が必要となります。

制度施行に向けて、取引先への確認など、早めの対応をお願いいたします。

ご不明な点がございましたら、弊社担当までお気軽にお問い合わせください。

敬具